

規格概要書

品名	次亜塩素酸ナトリウム(有効塩素6%)	
規格	水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号）第1条第1項第16号別表第1を満たすこと。 JWWA-K-120：2008-2認証品であり、以下の規格であること。※1	
	外観	— 黄緑色透明
	比重(20℃)	- 1.08以下
	有効塩素	% 6以上 ~ 7以下
	遊離アルカリ	% 1以下
	塩化ナトリウム(NaCl)	% 1以下 (低食塩次亜)
	塩素酸	mg/kg 1,000以下
	臭素酸	mg/kg 5以下
	カドミウム	mg/L 0.0003以下
	水銀	mg/L 0.00005以下
	セレン	mg/L 0.001以下
	鉛	mg/L 0.001以下
	ヒ素	mg/L 0.001以下
	六価クロム	mg/L 0.005以下
最大注入率	100mg/ℓ	
年間予定使用量 ※2	23,000 kg	
納入期間(注2)	契約日～令和5年3月31日	
納入場所	山本浄水場(館山市山本540番地) ※3	貯留槽有効容量 3m ³ ×2基
納入方法	タンクローリー車で納入のこと。	
<p>※1 特級次亜とする。</p> <p>※2 予定使用量は目安であり、この使用量を保証するものではない。</p> <p>※3 塩素酸生成抑制のため夏季(5～10月頃)納入の予定であるが、気象状況により当該期間の延長、短縮若しくは臨時の納入の依頼をすることがある。</p> <p>・ 最低注文量は、1,000kg/回を予定している。</p>		

各施設地図



①	山本浄水場

参考1

水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年2月23日厚生省令第15号)別表第1

評価項目	評価基準値(下記の数値以下であること)
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.0003mg/l 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.00005mg/l 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.001mg/l 以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.001mg/l 以下であること。
ヒ素	ヒ素の量に関して、 0.001mg/l 以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.005mg/l 以下であること。
亜硝酸態窒素	0.004mg/l 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.001mg/l 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/l 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 0.1mg/l 以下であること。
四塩化炭素	0.0002mg/l 以下であること。
一・四―ジオキサン	0.005mg/l 以下であること。
シス―一・二―ジクロロエチレン及び トランス―一・二―ジクロロエチレン	0.004mg/l 以下であること。
ジクロロメタン	0.002mg/l 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/l 以下であること。
トリクロロエチレン	0.001mg/l 以下であること。
ベンゼン	0.001mg/l 以下であること。
塩素酸	0.4mg/l 以下であること。
臭素酸	0.005mg/l 以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 0.1mg/l 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.03mg/l 以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、 0.1mg/l 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.005mg/l 以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/l 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して 0.00005mg/l 以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3mg/l 以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	0.5 度以下であること。
アンチモン及びその化合物	0.002mg/l 以下であること。
ウラン及びその化合物	0.0002mg/l 以下であること。
ニッケル及びその化合物	0.002mg/l 以下であること。
一・二―ジクロロエタン	0.0004mg/l 以下であること。
亜塩素酸	0.6mg/l 以下であること。
二酸化塩素	0.6mg/l 以下であること。
銀及びその化合物	0.01mg/l 以下であること。
バリウム及びその化合物	0.07mg/l 以下であること。
モリブデン及びその化合物	0.007mg/l 以下であること。
アクリルアミド	0.00005mg/l 以下であること。